

議案第 7 号

墨田区手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 5 年 2 月 1 4 日

提出者 墨田区長 山 崎 昇

墨田区手数料条例の一部を改正する条例

墨田区手数料条例（平成 1 2 年墨田区条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 区民関係の部 2 1 の項を同部 2 4 の項とし、同部 2 0 の項中「1 9 の項」を「2 2 の項」に改め、同項を同部 2 3 の項とし、同部 1 9 の項を同部 2 2 の項とし、同部 1 8 の項を同部 2 1 の項とし、同部 1 7 の項中「1 8 の項から 2 1 の項まで」を「2 1 の項から 2 4 の項まで」に改め、同項を同部 2 0 の項とし、同部 1 6 の項を同部 1 9 の項とし、同部 1 5 の 2 の項を同部 1 6 の項とし、同項の次に次のように加える。

1 7	社会福祉法人の理事長の職務代理に係る理事に関する証明書の交付	社会福祉法人に係る理事証明書交付手数料	1 件につき 4 0 0 円	交付申請のとき。
1 8	社会福祉法人に係る税額控除対象法人に関する証明書の交付	社会福祉法人に係る税額控除対象証明書交付手数料	1 件につき 4 0 0 円	交付申請のとき。

別表 3 建築・都市計画・土木関係の部中 7 2 の項を 7 6 の項とし、6 6 の項から 7 1 の項までを 4 項ずつ繰り下げ、6 5 の項の次に次のように加える。

	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 2 4 年法律第 8 4 号）第 5 4 条第 1 項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請であって、当該申請に併せて区長が指定する者（以下「適合性	適合証が提出された場合における低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	1 件につき、次に掲げる額。ただし、当該申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第 5 4 条第 2 項の規定に基づく申出があった場合には、一の建築物につき 1 の項の規定により算定	認定申請のとき。
--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------	----------

確認機関」という。)が作成した同項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類(以下「適合証」という。)が提出されたものに対する審査

した手数料の額を加えた額とする。

一戸建ての住宅(人の居住以外の用に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。)に係る申請  
4,700円

共同住宅等(共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。)で、住戸ごとに係る申請 次に掲げる一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数に応じた額。ただし、の申請と同時に進行場合は、徴収しない。

ア 1戸のもの 4,700円

イ 2戸以上5戸以下のもの 9,400円

ウ 6戸以上10戸以下のもの 16,000円

エ 11戸以上25戸以下のもの 27,000円

オ 26戸以上50戸以下のもの 45,000円

カ 51戸以上100戸以下のもの 82,000円

キ 101戸以上200戸以下のもの 131,000円

ク 201戸以上300戸以下のもの 170,000円

円

ケ 301戸以上の  
もの 185,0  
00円

共同住宅等で、一  
の建築物に係る申請  
次のアからウまで  
に掲げる部分に応じ、  
アに掲げる建築物の  
住戸の部分の総戸数  
に応じた額、イに掲  
げる部分の床面積の  
合計に応じた額及び  
ウに掲げる部分の床  
面積の合計に応じた  
額を合計した額。た  
だし、イ又はウに掲  
げる部分が存在しな  
い場合は、当該部分  
に係る額は加算しな  
い。

ア 住戸の部分（人  
の居住の用に供す  
る部分に限る。以  
下同じ。）

(ア) 1戸のもの  
4,700円

(イ) 2戸以上5戸  
以下のもの 9,  
400円

(ウ) 6戸以上10  
戸以下のもの  
16,000円

(エ) 11戸以上2  
5戸以下のもの  
27,000  
円

(オ) 26戸以上5  
0戸以下のもの  
45,000  
円

(カ) 51戸以上1  
00戸以下のも  
の 82,00

0円

(キ) 101戸以上  
200戸以下の  
もの 131,  
000円

(ク) 201戸以上  
300戸以下の  
もの 170,  
000円

(ケ) 301戸以上  
のもの 185,  
000円

イ 共用廊下等の部  
分(住宅の用に供  
する共用廊下、共  
用階段その他共用  
部分をいう。以下  
同じ。)

(ア) 300平方メ  
ートル以内のも  
の 9,300  
円

(イ) 300平方メ  
ートルを超え、  
2,000平方  
メートル以内の  
もの 26,0  
00円

(ウ) 2,000平  
方メートルを超  
え、5,000  
平方メートル以  
内のもの 80,  
000円

(エ) 5,000平  
方メートルを超  
え、10,00  
0平方メートル  
以内のもの 1  
26,000円

(オ) 10,000  
平方メートルを  
超え、25,0  
00平方メート

ル以内のもの

160,000

円

(カ) 25,000

平方メートルを

超えるもの 2

00,000円

ウ 非住宅の部分(住

戸の部分及び共同

廊下等の部分以外

の部分を用。以

下同じ。)

(ア) 300平方メ

ートル以内のも

の 9,300

円

(イ) 300平方メ

ートルを超え、

2,000平方

メートル以内の

もの 26,0

00円

(ウ) 2,000平

方メートルを超

え、5,000

平方メートル以

内のもの 80,

000円

(エ) 5,000平

方メートルを超

え、10,00

0平方メートル

以内のもの 1

26,000円

(オ) 10,000

平方メートルを

超え、25,0

00平方メー

トル以内のもの

160,000

円

(カ) 25,000

平方メートルを

超えるもの 2

			<p>00,000円          一戸建ての住宅及び共同住宅等以外の建築物に係る申請次に掲げる当該建築物の延べ面積に応じた額</p> <p>ア 300平方メートル以内のもの          9,300円</p> <p>イ 300平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの          26,000円</p> <p>ウ 2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの          80,000円</p> <p>エ 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの          126,000円</p> <p>オ 10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの          160,000円</p> <p>カ 25,000平方メートルを超えるもの          200,000円</p>	
	都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請であって、当該申請に併せて適合性確認機関が作成した適合証が提出された場合以外のもの	適合証が提出された場合以外の場合における低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	1件につき、次に掲げる額。ただし、当該申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定に基づく申出があった場合には、一の建築物につき1の項の規定により算定	認定申請のとき。

に対する審査

した手数料の額を加えた額とする。

一戸建ての住宅に係る申請 35,000円

共同住宅等で、住戸ごとに係る申請次に掲げる一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数に応じた額。ただし、の申請と同時にを行う場合は、徴収しない。

ア 1戸のもの 35,000円

イ 2戸以上5戸以下のもの 69,000円

ウ 6戸以上10戸以下のもの 97,000円

エ 11戸以上25戸以下のもの 137,000円

オ 26戸以上50戸以下のもの 197,000円

カ 51戸以上100戸以下のもの 283,000円

キ 101戸以上200戸以下のもの 385,000円

ク 201戸以上300戸以下のもの 508,000円

ケ 301戸以上のもの 600,000円

共同住宅等で、一の建築物に係る申請次のアからウまで

に掲げる部分に応じ、アに掲げる建築物の住戸の部分の総戸数に応じた額、イに掲げる部分の床面積の合計に応じた額及びウに掲げる部分の床面積の合計に応じた額を合計した額。ただし、イ又はウに掲げる部分が存在しない場合は、当該部分に係る額は加算しない。

ア 住戸の部分

- (ア) 1戸のもの  
35,000円
- (イ) 2戸以上5戸以下のもの  
69,000円
- (ウ) 6戸以上10戸以下のもの  
97,000円
- (エ) 11戸以上25戸以下のもの  
137,000円
- (オ) 26戸以上50戸以下のもの  
197,000円
- (カ) 51戸以上100戸以下のもの  
283,000円
- (キ) 101戸以上200戸以下のもの  
385,000円
- (ク) 201戸以上300戸以下のもの  
508,000円
- (ケ) 301戸以上

- のもの 600,000円
- イ 共用廊下等の部分
- (ア) 300平方メートル以内のもの 109,000円
- (イ) 300平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 180,000円
- (ウ) 2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 280,000円
- (エ) 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 359,000円
- (オ) 10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの 429,000円
- (カ) 25,000平方メートルを超えるもの 500,000円
- ウ 非住宅の部分
- (ア) 300平方メートル以内のもの 242,000円
- (イ) 300平方メートルを超え、

2,000平方  
メートル以内の  
もの 384,  
000円

(ウ) 2,000平  
方メートルを超  
え、5,000  
平方メートル以  
内のもの 54  
6,000円

(エ) 5,000平  
方メートルを超  
え、10,00  
0平方メートル  
以内のもの 6  
70,000円

(オ) 10,000  
平方メートルを  
超え、25,0  
00平方メート  
ル以内のもの  
789,000  
円

(カ) 25,000  
平方メートルを  
超えるもの 9  
00,000円

一戸建ての住宅及  
び共同住宅等以外の  
建築物に係る申請  
次に掲げる当該建築  
物の延べ面積に応じ  
た額

ア 300平方メ  
ートル以内のもの  
242,000円

イ 300平方メ  
ートルを超え、2,  
000平方メート  
ル以内のもの 3  
84,000円

ウ 2,000平方  
メートルを超え、  
5,000平方メ

			<p>メートル以内のもの 546,000 円</p> <p>エ 5,000平方 メートルを超え、 10,000平方 メートル以内のも の 670,00 0円</p> <p>オ 10,000平 方メートルを超え、 25,000平方 メートル以内のも の 789,00 0円</p> <p>カ 25,000平 方メートルを超え るもの 900, 000円</p>	
	<p>都市の低炭素化の促進に 関する法律第55条第1 項の規定に基づく低炭素 建築物新築等計画の変更 の認定の申請であって、 当該申請に併せて適合性 確認機関が作成した適合 証が提出されたものに対 する審査</p>	<p>適合証が提出された 場合における低炭素 建築物新築等計画変 更認定申請手数料</p>	<p>1件につき、次に掲げる 額。ただし、当該申請に 併せて都市の低炭素化の 促進に関する法律第54 条第2項の規定に基づ く申出があった場合にお いては、一の建築物につ き1項の規定により算定 した手数料の額を加えた 額とする。</p> <p>一戸建ての住宅に 係る申請 3,30 0円</p> <p>共同住宅等で、住 戸ごとに係る申請 次に掲げる一の共同 住宅等のうち同時に 申請する戸数に応じ た額。ただし、の 申請と同時にを行う場 合は、徴収しない。</p> <p>ア 1戸のもの 3, 300円</p> <p>イ 2戸以上5戸以 下のもの 6,6</p>	<p>変更認定 申請のと き。</p>

00円

ウ 6戸以上10戸  
以下のもの 11,000円

エ 11戸以上25  
戸以下のもの 19,000円

オ 26戸以上50  
戸以下のもの 32,000円

カ 51戸以上100  
戸以下のもの 58,000円

キ 101戸以上200  
戸以下のもの 93,000円

ク 201戸以上300  
戸以下のもの 122,000  
円

ケ 301戸以上の  
もの 134,000円

共同住宅等で、一の建築物に係る申請次のアからウまでに掲げる部分に応じ、アに掲げる建築物の住戸の部分の総戸数に応じた額、イに掲げる部分の床面積の合計に応じた額及びウに掲げる部分の床面積の合計に応じた額を合計した額。ただし、イ又はウに掲げる部分が存在しない場合は、当該部分に係る額は加算しない。

ア 住戸の部分

(ア) 1戸のもの  
3,300円

(イ) 2戸以上5戸

- 以下のもの 6  
600円
- (ウ) 6戸以上10  
戸以下のもの  
11,000円
- (エ) 11戸以上2  
5戸以下のもの  
19,000  
円
- (オ) 26戸以上5  
0戸以下のもの  
32,000  
円
- (カ) 51戸以上1  
00戸以下のも  
の 58,00  
0円
- (キ) 101戸以上  
200戸以下の  
もの 93,0  
00円
- (ク) 201戸以上  
300戸以下の  
もの 122,  
000円
- (ケ) 301戸以上  
のもの 134,  
000円
- イ 共用廊下等の部  
分
- (ア) 300平方メ  
ートル以内のも  
の 6,500  
円
- (イ) 300平方メ  
ートルを超え、  
2,000平方  
メートル以内の  
もの 18,0  
00円
- (ウ) 2,000平  
方メートルを超  
え、5,000  
平方メートル以

内のもの 56,000円

(イ) 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 88,000円

(オ) 10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの 112,000円

(カ) 25,000平方メートルを超えるもの 140,000円

ウ 非住宅の部分

(ア) 300平方メートル以内のもの 6,500円

(イ) 300平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 18,000円

(ウ) 2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 56,000円

(イ) 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 88,000円

(オ) 10,000平方メートルを

超え、25,000平方メートル以内のもの  
112,000円

(カ) 25,000平方メートルを超えるもの  
140,000円  
一戸建ての住宅及び共同住宅等以外の建築物に係る申請次に掲げる当該建築物の延べ面積に応じた額

ア 300平方メートル以内のもの  
6,500円

イ 300平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの  
18,000円

ウ 2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの  
56,000円

エ 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの  
88,000円

オ 10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの  
112,000円

カ 25,000平方メートルを超えるもの  
140,000円

<p>都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請であって、当該申請に併せて適合性確認機関が作成した適合証が提出された場合以外のものに対する審査</p>	<p>適合証が提出された場合以外の場合における低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料</p>	<p>1件につき、次に掲げる額。ただし、当該申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物につき1項の規定により算定した手数料の額を加えた額とする。</p> <p>一戸建ての住宅に係る申請 18,000円</p> <p>共同住宅等で、住戸ごとに係る申請 次に掲げる一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数に応じた額。ただし、の申請と同時にを行う場合は、徴収しない。</p> <p>ア 1戸のもの 18,000円</p> <p>イ 2戸以上5戸以下のもの 37,000円</p> <p>ウ 6戸以上10戸以下のもの 52,000円</p> <p>エ 11戸以上25戸以下のもの 74,000円</p> <p>オ 26戸以上50戸以下のもの 108,000円</p> <p>カ 51戸以上100戸以下のもの 159,000円</p> <p>キ 101戸以上200戸以下のもの 221,000円</p> <p>ク 201戸以上300戸以下のもの</p>	<p>変更認定申請のとき。</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------

291,000

円

ケ 301戸以上の  
もの 342,000円

共同住宅等で、一の建築物に係る申請次のアからウまでに掲げる部分に応じ、アに掲げる建築物の住戸の部分の総戸数に応じた額、イに掲げる部分の床面積の合計に応じた額及びウに掲げる部分の床面積の合計に応じた額を合計した額。ただし、イ又はウに掲げる部分が存在しない場合は、当該部分に係る額は加算しない。

ア 住戸の部分

(ア) 1戸のもの

18,000円

(イ) 2戸以上5戸以下のもの

37,000円

(ウ) 6戸以上10戸以下のもの

52,000円

(エ) 11戸以上25戸以下のもの

74,000

円

(オ) 26戸以上50戸以下のもの

108,00

0円

(カ) 51戸以上100戸以下のもの

159,0

00円

(キ) 101戸以上

- 200戸以下の  
もの 221,000円
- (ク) 201戸以上  
300戸以下の  
もの 291,000円
- (ケ) 301戸以上  
のもの 342,000円
- イ 共用廊下等の部  
分
- (ア) 300平方メ  
ートル以内のも  
の 57,000  
0円
- (イ) 300平方メ  
ートルを超え、  
2,000平方  
メートル以内の  
もの 96,0  
00円
- (ウ) 2,000平  
方メートルを超  
え、5,000  
平方メートル以  
内のもの 15  
6,000円
- (エ) 5,000平  
方メートルを超  
え、10,00  
0平方メートル  
以内のもの 2  
05,000円
- (オ) 10,000  
平方メートルを  
超え、25,0  
00平方メー  
トル以内のもの  
247,000  
円
- (カ) 25,000  
平方メートルを  
超えるもの 2

90,000円

ウ 非住宅の部分

(ア) 300平方メートル以内のもの  
123,000円

(イ) 300平方メートルを超え、  
2,000平方メートル以内のもの  
198,000円

(ウ) 2,000平方メートルを超え、  
5,000平方メートル以内のもの  
290,000円

(エ) 5,000平方メートルを超え、  
10,000平方メートル以内のもの  
361,000円

(オ) 10,000平方メートルを超え、  
25,000平方メートル以内のもの  
427,000円

(カ) 25,000平方メートルを超えるもの  
491,000円

一戸建ての住宅及び共同住宅等以外の建築物に係る申請次に掲げる当該建築物の延べ面積に応じた額

ア 300平方メートル以内のもの  
123,000円

			イ 300平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 198,000円
			ウ 2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 290,000円
			エ 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 361,000円
			オ 10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの 427,000円
			カ 25,000平方メートルを超えるもの 491,000円

付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(提案理由)

社会福祉法人の認可等に係る事務及び低炭素建築物新築等計画の認定事務を区が行うことに伴い、社会福祉法人に係る理事及び税額控除対象法人の証明事務並びに低炭素建築物新築等計画の認定事務に係る手数料を定める必要がある。